(様式4)

※各施設の特性等に応じて必要事項を追加、削除等のうえ作成してください。

令和3年度 指定管理者制度導入施設の管理運営状況等

施設名	常盤老人福祉センター
指定管理者名	社会福祉法人 藤崎町社会福祉協議会
指定期間	令和3年4月1日~令和7年3月31日(2年目)
施設所管課	福祉課

1 施設の概要

設置年月	昭和56年2月	根拠条例等	藤崎町老人福祉センター条例				
設置目的	老人福祉推進のため高齢者の生きがいと健康づくり						
施設内容	会議室、相談室、調理室、浴場	、休憩場					
利用料金	会議室使用料: (町内) 半日1,200円、全日1,800円 (町外) 半日1,800円、全日2,400円 入浴料:大人300円、中人150円、小人60円						
開館日	会議室等:12月29日から1月3日以外の平日と土曜日の午前 浴場:毎月1日以外の日(但し1日が日曜日・祝日の場合は開館)						
開館時間	会議室等:平日は午前9時から午後5時まで、土曜日は午前9時から正午まで 浴場:午前7時から午後9時まで						

2 指定管理者が行う業務

項目	業務内容
維持管理業務	施設の開館及び閉館、建物・設備の保守点検及び小規模修繕、使用手続き。また公衆 浴場としての換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀等常に良 好な状態において管理を行う。
企画運営業務	生活健康相談、健康増進、教養講座、老人クラブの育成援助等高齢者の生きがいと健 康づくりに関する事業を行う。

3 利用状況

(1) 利用実績【利用者数·稼働率】

(単位:人、%)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和3年度(A)	7, 439	7, 660	7, 201	6, 529	7, 326	6, 938	7, 496	7, 658	7, 414	8, 117	803	5, 671	80, 252
令和2年度(B)	5, 502	6, 542	6, 888	8, 300	8, 269	7, 996	7, 840	8, 036	7, 967	9, 320	6, 812	8, 724	92, 196
(A)/(B)	135. 2%	117. 1%	104. 5%	78. 7%	88. 6%	86.8%	95. 6%	95. 3%	93. 1%	87. 1%	11. 8%	65. 0%	87. 0%
_{増減要因等} 新型コロナウイルス感染症による休館及び利用自粛の影響により、前年度比減少となった。													

(2) 利用料金収入 (単位:千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和3年度(A)	785	845	845	775	1, 014	893	1, 081	1, 003	3, 739	589	0	464	12, 033
令和2年度(B)	458	629	694	827	2, 704	487	696	756	2, 942	633	571	813	12, 210
(A)/(B)	171. 4%	134. 3%	121. 8%	93. 7%	37. 5%	183. 4%	155. 3%	132. 7%	127. 1%	93. 0%	0. 0%	57. 1%	98. 6%
増減要因等	新型コロナウイルス感染症による休館及び利用自粛の影響により、前年度比減少となった。												

4 収支状況

. ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,							
		1 指定管理料のみ					
財源区分 (該当する番号に〇)	0	2 指定管理料+利用料金収入					
		3 利用料金収入のみ					
収入科目		金額(千円)	支出科目	金額(千円)			
指定管理料		8, 360	維持管理費	9, 230			
利用料金		12, 033	事業費	11, 760			
その他		561	その他	0			
合 計 (①)		20, 954	合 計 (②)	20, 990			
			収支差額(①-②)	-36			

5 利用者満足度状況(アンケート調査、苦情要望等)

意見等の内容	対応実績等

6 評価結果

評 価 項 目	指定管理者	町所管課		
(評価の視点)	自己評価	評価	コメント	
1. サービスの維持・向上に向けた取組みが行われているか。	В	В	開館日、開館時間、接客マナー等事業計画に掲 げられた業務が適正に行われている。	
2. 利用促進に向けた取組みが適切 に行われているか。	В	В	地域住民や団体との交流を図り、施設及び各種 事業のPRに努め、利用促進を図っている。	
3. 施設、設備及び備品の維持管理 及び修繕が適切に行われているか。	В	В	建物・設備の維持管理が適切にされており、利 用者が快適に利用できる状態が保たれている。	
4. 緊急時の対応・安全管理などの 危機管理が適切に行われているか。	В	В	事故防止、事故発生時の対応体制が確立されている。	
5. 指定管理料が適正に執行されているか。	С	С	新型コロナウイルス感染症拡大により、理収入 が大幅減となった。	
6. 成果目標達成のための努力が行われ、成果が上がっているか。	С	С	新型コロナウイルス感染症拡大により、目標達 成とならなかった。	
7. 個人情報の保護	В	В	個人情報の保護に対する取り組みが適正に行わ れている。	
全 体 評 価	В	В	施設、設備が良好な状態で管理され、維持管理 業務が適正であり、利用者が快適に利用できる ような取り組みが行われている。	

【評価基準】

A (優) : 適正であり、優れた実績をあげているB (良) : 適正であるC (可) : 概ね適正であるが、一部改善を要するD (否) : 改善や更なる取組が必要